

# 北播磨総合医療センター企業団職員の職名等に関する規程

〔平成25年4月1日〕  
〔企業管理規程第2号〕

|    |            |            |
|----|------------|------------|
| 改正 | 平成28年3月1日  | 企業管理規程第7号  |
|    | 平成28年3月31日 | 企業管理規程第10号 |
|    | 平成30年3月31日 | 企業管理規程第6号  |
|    | 平成31年3月31日 | 企業管理規程第4号  |
|    | 令和2年3月1日   | 企業管理規程第1号  |
|    | 令和3年3月31日  | 企業管理規程第2号  |
|    | 令和4年3月31日  | 企業管理規程第8号  |
|    | 令和4年11月11日 | 企業管理規程第14号 |
|    | 令和5年3月31日  | 企業管理規程第5号  |
|    | 令和5年8月1日   | 企業管理規程第8号  |
|    | 令和6年3月22日  | 企業管理規程第3号  |
|    | 令和7年3月31日  | 企業管理規程第5号  |

## (趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団職員定数条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第5号）第1条に規定する職員の職名、職種及び役職名（以下「職名等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (職名)

第2条 職員の職名は、次のとおりとする。

- (1) 医療職給料表の適用を受ける職員 医療職員
- (2) 事務職給料表の適用を受ける職員 事務職員

## (職種)

第3条 前条に規定するそれぞれの職名について、別表に定める職種を置く。

## (役職名)

第4条 部、センター、課及び室等の長その他特に重要な職にある者については、別表に定める役職名を置き、同表職名の欄に掲げる職員をもって充てる。

2 前項に規定する役職名には、それぞれの組織の名称又は分担事務上の名称を冠するものとする。

## (職名等の特例)

第5条 第2条から前条までの規定にかかわらず、特に必要があると認められる場合は、他の職名等を用いることができる。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月1日企業管理規程第7号）

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日企業管理規程第10号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日企業管理規程第6号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月31日企業管理規程第4号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月1日企業管理規程第1号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日企業管理規程第2号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日企業管理規程第8号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月11日企業管理規程第14号）

この規程は、公布の日から施行し、令和4年11月1日から適用する。

附 則（令和5年3月31日企業管理規程第5号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月1日企業管理規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月22日企業管理規程第3号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日企業管理規程第5号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条・第4条関係）

| 職名   | 職種名   | 役職名   |
|------|---|---|
| 医療職員 | 医師、歯科医師   | 病院長、副院長、感染対策部長、医療の質・安全管理部長、診療部長、先端医療センター長、がん総合診療センター長、 <u>認知症診療センター長</u> 、臨床研修センター長、診療科長、診療科部長、センター長、室長、副センター長、副室長、主任医長、医長、医員、専攻医、研修医 |
|      | 薬剤師、医学物理士、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、管理栄養士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士 | 副院長、部長、次長、室長、センター長、主幹、副室長、副センター長、特命主任、主任  |
|      | 保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、介護福祉士  | 副院長、部長、次長、課長、室長、センター長、主幹、副課長、副室長、副センター長、特命主任、主任   |
| 事務職員 | 事務職員、診療情報管理士  | 理事、部長、参事、次長、課長、室長、主幹、副課長、副室長、課長補佐、室長補佐、係長、特命主査、主査、特命主務、主務   |